

マネーロンダリング防止に係る顧客情報管理のための情報共有について

JP モルガン・チェース銀行東京支店

JP モルガン証券株式会社

JP モルガン・マンサール投信株式会社

米国における法令等に基づき、現在、J.P.モルガンではグループを挙げてマネーロンダリング防止策(以下、「AML」)を一段と強化しており、グループ全体としてのAMLに係る顧客情報の管理のため、お客様の取引情報を含む顧客情報をグループ全体で共有させていただくこととなりました。

これに伴い、J.P.モルガンの日本拠点であるJP モルガン・チェース銀行東京支店、JP モルガン証券株式会社およびJP モルガン・マンサール投信株式会社においても、AMLに係る顧客情報の管理のために、お客様情報を共有することがございます。もとより、金融商品取引法令によるお客様の非公開情報の授受規制においては、法令等に基づく場合と内部管理に関する業務のために行う場合は適用除外（金商業府令153条1項7号チ・リ）とされておりますが、今般の措置につきご案内させていただく次第です。なお、今般の情報共有に際しましても、今後も引き続き法令を遵守してまいり所存です。

今般の措置につき、ご質問やご不明な点がございましたら担当営業員までお問い合わせください。今後とも倍旧のお引き立てのほど、何卒宜しくお願い申し上げます。